



平成 23 年 9 月 6 日

各 位

東京都港区港南二丁目 1 6 番 1 号  
大 東 建 託 株 式 会 社  
代表取締役社長 三鍋 伊佐雄  
(東証・名証第 1 部 コード番号 1878)

## 株式給付信託（J-ESOP）の導入（詳細決定）に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 7 月 4 日開催の取締役会において、従業員の新しいインセンティブプランとして「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することにつき決議いたしましたので、本日、本制度の詳細について決定しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本信託の概要

- (1) 名 称：株式給付信託（J-ESOP）
- (2) 委 託 者：当社
- (3) 受 託 者：みずほ信託銀行株式会社
- (4) 受 益 者：「株式給付規程」の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者
- (5) 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (6) 信託契約日：平成 23 年 9 月 16 日（予定）
- (7) 制度開始日：平成 23 年 9 月 16 日（予定）

#### 2. 本信託における当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類：当社普通株式
- (2) 株式の取得価額の総額：3,000 百万円
- (3) 株式の取得期間：平成 23 年 9 月 20 日（予定）～平成 23 年 11 月 30 日
- (4) 株式の取得方法：取引所市場より取得

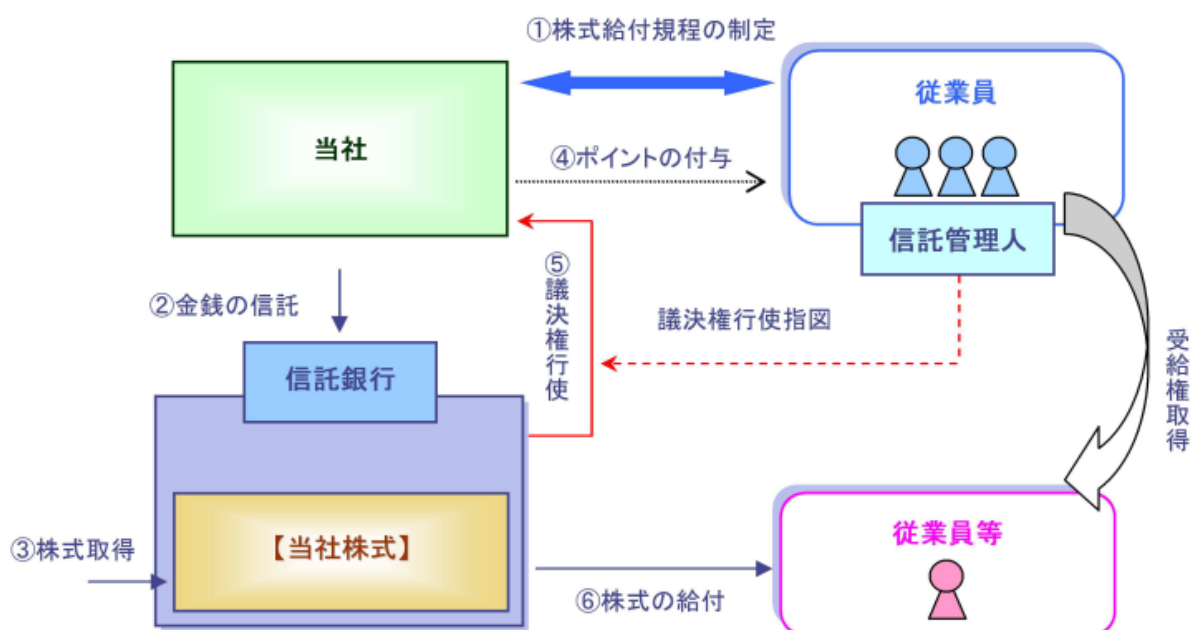
### 3. 本制度の概要（再掲）

本制度は予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が株式の受給権を取得した場合に、当該従業員に当社株式を給付する仕組みです。

当社は、当社の従業員の中から業績や成果に応じて「ポイント」（1ポイントを1株とします。）を付与する者を選定し、ポイント付与を行います。一定の要件を満たした従業員に対して獲得したポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲の向上や中期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲が高まることが期待されます。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規定」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規定」にもとづいて従業員に対し、業績や成果に応じて「ポイント」を付与します。
- ⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 従業員は、受給権を取得した場合に信託銀行から、獲得している「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

以上

この件に関するお問い合わせ先  
大東建託（株）経営企画室  
川合、高橋  
03（6718）9068